

「遺族年金」が変わる…!

◎前号のおさらい

前号では「パンドラの箱を開ける」がテーマであったが、皆さんの「パンドラの箱」は空いたのだろうか…。中には“怖くて開けられない”という方も少なくないのでは…。良くも悪くも、箱が開かないことには将来への希望(エルピス)を見つけることはできない。そして、箱の中を覗いても全てが明確に見えるかという、そうでもないから厄介だ。見えた問題や課題に対し、その全てを自身で解決できるに越したことは無いが、至難の業だ。世の中には、それぞれの分野において専門家が存在している。医療分野、法律分野、保険分野、家計・経済分野などなど“困ったときの神頼み”ではないが、それらの専門家(外部知見者)の力を借りるという手段は持っておきたいものだ。さて、本題に移ろう。

令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」を第217回通常国会に提出し、衆議院で修正のうえ、

6月13日に成立した。2028年4月から実施される遺族厚生年金制度の見直しは、これまでの性別による不公平や、時代に合わない制度設計を是正する大きな改革とされている。この見直しでは、男女で異なっていた支給条件が統一されるほか、収入による制限の緩和や、生活状況に応じた継続給付の導入など、より柔軟で公平な仕組みに変わるとなっているのだが…!? それでなくても分かりにくい年金制度だが、今回改正になるのは「遺族厚生年金制度」であり、今後の暮らしにどんな影響があるのかを考察してみよう。遺族厚生年金は、厚生年金保険に加入していた人が亡くなった際に、その生計を維持されていた遺族が受け取る年金だが、実際のところ、もし万が一のことが起きたら家族に支払われる「遺族基礎年金」はいくらか、「遺族厚生年金」はいくらか…? ご自身はもとより家族も含め、この受給金額を知っている世帯は極めて少ないようだ。今回の改正を機に、改めて遺族年金を考えてみよう。

Vol. 194

知恵袋

生活

生活に
何かと役立つ
連載コラム

つぶやきがんちゃん



齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー

遺族年金とは

あらためて遺族年金とは、「国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金」で、万が一のことがあった後の家族にとつては、その後の生活を支えるベースとなるものと言える。であれば、事前に知っておかなければならない必須の情報なのである。

遺族年金は2種類

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給される。亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件をすべて満たしている場合、遺族年金を受け取ることができる。

- 【遺族基礎年金(国民年金)】
子どもがいる配偶者に支給
- 【遺族厚生年金(厚生年金)】
配偶者や子どもに支給される報酬比例型の年金

(※報酬比例型の年金制度において、受給者の過去の報酬に基づいて年金額が決定される重要な要素です。)

国民年金に加入している自営業者などが亡くなった時には、子どもがいる配偶者に対し、子どもの人数に応じた定額の「遺族基礎年金」が支給される。一方、厚生年金に加入する会社勤務・公務員の方などは、「遺族基礎年金」に加え、報酬(給与等)の額に応じた

保険と暮らしの相談センター

家計の見直ししませんか?

近頃の物価高で様々なものの値段があがっている今こそ、家計を“総点検”してみませんか?

弊社では家計収支の点検・見直しアドバイス～収支計画(キャッシュフロー表)の作成までお手伝いしております。まずはお気軽にご相談を!

お気軽にご相談ください。

株式会社
total life support 募集代理店 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

●営業時間/9:30~18:00(土・日・祝日は9:30~17:00)

●定休日/水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL https://tls-akita.co.jp

詳細は
ホームページでも
ご覧いただけます。



受給例(遺族厚生年金)

遺族厚生年金は、報酬比例であるため受給額は異なるものの、原則として「一生涯」*もらえる。(※一定の条件を満たしている限りという前提)受給金額については、概算ではあるものの、報酬額の違いによる参考額を下の表にまとめたので参考にしてください。

<前提条件:18歳未満の子のある妻>

報酬月額	年額(目安)	月額(目安)
30万円	約1,680,268円	約140,020円
40万円	約1,803,590円	約150,300円
50万円	約1,926,913円	約160,570円

※遺族基礎年金含む

受給例(遺族基礎年金)

子どもの人数	年額(目安)	月額(目安)
子ども0人	0円	0円
子ども1人	約1,071,000円	約89,250円
子ども2人	約1,310,300円	約109,190円
子ども3人	約1,390,100円	約115,840円

※子どもが18歳になるまで支給(18歳になるとその子の分は終了)

「遺族厚生年金」の両方を受けることができる。前述のとおり、受給額は家族構成や報酬によってそれぞれ異なるため、確認することが必要だ。

・世帯主の死亡時にはいつからいつまで、いくらもらえるか？

・配偶者の死亡時にはいつからいつまで、いくらもらえるか？

遺族年金だけで残された家族は生活できるか？

遺族年金額は年齢や家族構成によって大きく異なるため、先ずは「自身の場合の受給額がいくらになるのかを、しっかりと把握する必要がある。また、問題は世帯主が万が一のことがあった場合だけでなく、配偶者の死亡時における遺族年金額もセットで確認する必要がある。では、確認した金額が家族の生活費に足りるかどうかが？一見、何とかなりそうと思われる方もいるだろうが、

教育費、住宅費、老後資金などを考えれば、それだけで生活費全般を賄うことは到底不可能と言える。子どもが18歳になると遺族年金は打ち切りになるし、65歳になれば制度が切り替わり、受給額が大きく減ってしまう可能性もある。但し、遺族年金は残された家族の生活資金のベースとなるものであることには違いないわけで、だからこそ正確な把握が必要なのである。ましてや、不足する部分を民間の生命保険で賄おうとすると、なお更「遺族年金」の受給額の把握は避けて通れないのである。

では、遺族厚生年金の何がかわるのか？

なんともややこしい年金制度ではあるが、それがまたまた改正となるのだから、理解するには今の制度を知っておく必要がある。主な改正点を見てみよう。子供のいない配偶者への遺族厚生年金の給付期間が見直され、これまで終身(一生涯)給付であったものが、5年間の有期給付に変更され

る。一方、55歳未満の子のない夫は、妻が死亡しても給付は受けられないという「男女格差」があったが、年齢条件は撤廃され男性も受けられるようになる。

子どもがいない60歳未満の妻・夫の遺族厚生年金

※20年かけて引上げ

改正前

夫の死亡時に…

- 30歳未満の妻→5年のみ受給
- 30歳以上の妻→生涯受給できる

妻の死亡時に…

- 55歳未満の夫→受給できない
- 55歳以上の夫→生涯受給できる(60歳までは支給停止)

改正後

60歳未満の妻・夫

- 5年間の有期給付(増額)→配慮措置
- 死亡分割により老齢厚生年金が増額
- 年収850万円以上の方も受け取れるように
- (配慮が必要な場合は)5年目以降も給付を継続

今回の改正後も変わらず受給できる方

- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・60歳以降の妻・夫
- ・18歳未満の子どもを養育する間にある方の給付内容
- ・2028年度に40歳以上になる妻

(図の出典:厚生労働省のサイト遺族厚生年金の見直しについてより)

また子供がいる場合、これまでは終身給付(一生涯)が基本だったが、子供が18歳になるまではこれまでと変わらないものの、18歳以降では5年間に制限されるため、その先の配偶者の生活には大きな影響がありそうだ…

〈遺族基礎年金は増額〉

遺族基礎年金は、子どもが18歳になるまで支給されるが、「子どもがいる場合の加算額」が現在受給している人も含めて「年間23万4800円→28万1700円」へ増額となったことは歓迎されるものの、遺族厚生年金の終身給付が無くなることを考えれば、手放しでは喜べない。

改正の背景

変わることとなった背景を簡

単に次にまとめてみた。

- ◎女性の就業率が高い水準を維持しており、この傾向が今後も続く
- ◎男女の賃金格差が縮小傾向にあり、今後も賃金格差の縮小が見込まれる

- ◎近年は共働き世帯が増加し、男性雇用者と無職の妻からなるいわゆる専業主婦世帯は減少
- ◎女性の就業率が増加していることから、男性が主たる生計維持者であることを前提とした社会経済状況から変化している

要するに、男性中心から女性の社会進出により、経済環境が変化したので遺族年金の制度もその変化に合わせて変えるというものの…。これから女性も、もっと社会に出て自立しなさいということか…。

どのような対策が必要か

有期給付の年齢拡大や中高齢寡婦加算の廃止も段階的に行われるため、施行日の年齢によってその影響度合いは異なり、若い世代ほど影響が大きくなる。とにかく、「自分たちの世帯にはどのような影響があるのか」を金額ベースで把握することが最も大切だ。遺族年金の額は生命保険などの加入額に大きく関係するので、多くの世帯で生命保障の見直しが必要になってくる。夫の方は遺族厚生年金を受給しやすくなることから、妻の生命保障の見直しも必要だ。